

(表紙)

北
塩
原
村
森
林
整
備
計
画

福
島
県

北
塩
原
村

北塩原村森林整備計画

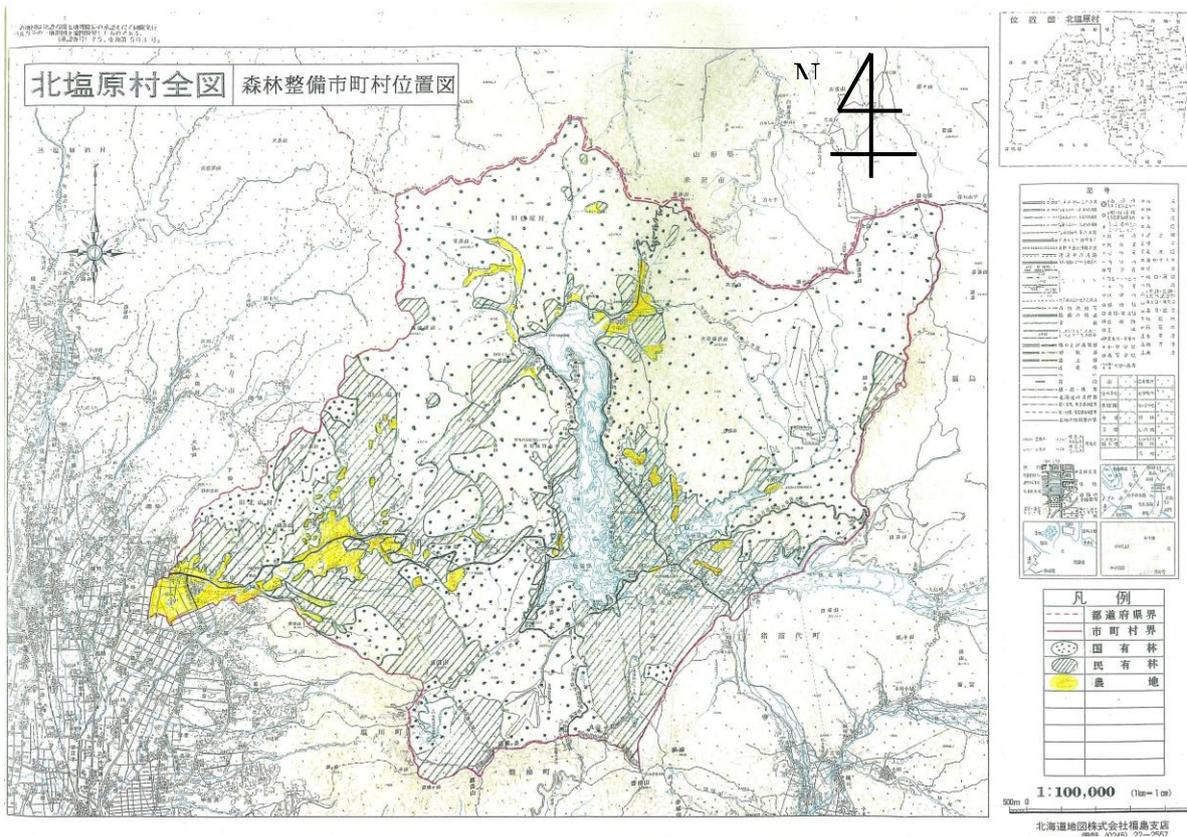
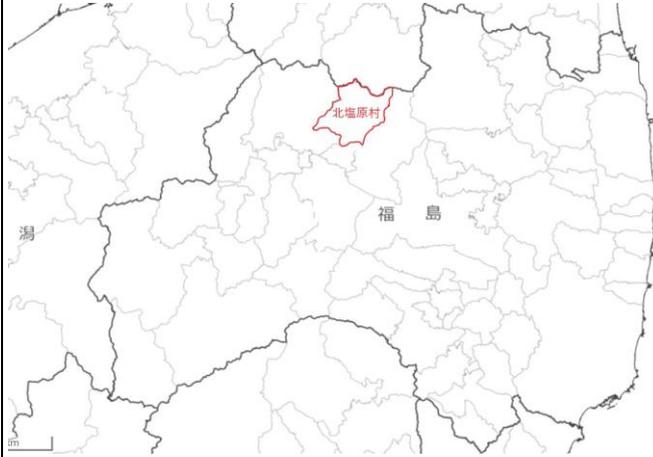
計画期間

自	令和	4年	4月	1日
至	令和14年	3月	31日	

福 島 県

北 塩 原 村

市町村位置図



- (注) 1. ※には当該市町村の(都道府)県内での位置をキーマップ等により明示する。
2. 凡例は適宜追加して差し支えない。

目 次

- I 伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項
 - 1 森林整備の現状と課題
 - 2 森林整備の基本方針
 - 3 森林施業の合理化に関する基本方針

- II 森林の整備に関する事項
 - 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
 - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項

 - 第2 造林に関する事項
 - 1 人工造林に関する事項
 - 2 天然更新に関する事項
 - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
 - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 - 5 その他必要な事項

 - 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
 - 2 保育の種類別の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項

 - 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法
 - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法
 - 3 その他必要な事項

 - 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
 - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
 - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
 - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
 - 5 その他必要な事項

 - 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
 - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - 4 その他必要な事項

- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項

- 第8 その他必要な事項
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項

- 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
 - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

I 伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本村は、福島県の北西部に位置し、東方は猪苗代町、西方は喜多方市に隣接し、北方は山形県米沢市、南方は喜多方市、磐梯町及び猪苗代町の一部に連なっている。

本村は総面積234.08㎢で東西22.5km、南北19.3kmに渡っている。

地域的には標高200m～300mの北山地区、400m～500mの大塩地区、800m～1,000mの桧原、裏磐梯地区の3地域に大きく分かれ、南東には磐梯山(1,819m)が連なっている。

また、高曽根山に源を発する大塩川が大塩・北山地区を縦走し、流域には村内随一の農地を形成している。桧原・裏磐梯地域においては、明治21年の磐梯山噴火により、吾妻川・大川入川・小野川・中津川等が堰き止められ、周囲47km、面積10.43㎢の桧原湖、周囲22km、面積1.41㎢の小野川湖、周囲20km、面積3.29㎢の秋元湖のほか、曾原湖、五色沼などの湖沼群を生み、磐梯山とあわせて美しい自然景観をつくりあげ、昭和25年国立公園に指定され、県内随一の観光地となっている。

地質・土壌については、北山地域（平坦地）は沖積層からなり壤土及び埴土が多く、比較的肥沃な土地となっている。大塩地域（山間部）は第三紀古成層が大部分を占めた土壌が多く、桧原・裏磐梯地域（高冷地）は南部が火山灰であり、北部は第三紀古成層からなり大部分が埴壤土となっている。

気候は、北日本型の積雪寒冷地帯であり、西部北山地域では盆地・気候、東部桧原・裏磐梯地域は、夏涼しく冬雪深い山間特有の気候となっている。

本村の森林は、地域面積の約85%を林野が占めているため、林業に期待するところが大きい。しかしながら、林家個々の経営基盤が零細なうえ、現在の林業の状況は、林産物価格の低迷、外材の影響等、厳しい条件の中であり、このことは山村の崩壊につながる問題である。

また、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う森林への放射性物質の影響によって、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評など、森林・林業・木材産業は大きな被害を受けている。

これらの課題については、林家個々の経営努力に加え、村行政の包括的な対応と森林整備の推進が必要である。森林は、公益的機能、国土保全等の多面的な機能を有することから、計画的な整備を推進することにより林業全般の健全性を保っていく必要がある。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進するとともに、資源状況の適確な把握に努めるものとする。

この際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮する。

また、多様な森林資源の整備及び保全を図るため、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林

病虫害対策などの森林保護の推進等に努めるものとする。なお放射性物質対策については、放射性物質の影響に応じて、森林整備とその実施に必要な放射性物質の拡散抑制対策を実施し、森林環境の回復を図るものとする。

当面は、杉を主体とした造林及び造成と特用林産物の生産を推進するほか、林道、作業道開設、特用林産物生産施設を整備し、生産から販売までの一環体制を確立する。その他、林業労働力の確保と担い手の定着化を図るため、生活環境の整備を推進し、林家及び林業労働者の生活資質の向上と住みよい環境をつくる。

このため、次にあげる8つの施策を北塩原村森林整備の目標とし、積極的に推進し森林整備を図る。

- ① 良好な自然環境の維持向上に配慮した森林整備を推進する。
- ② 人工林の適切な整備を推進する。
- ③ 適期保育に併せて耐雪性の高い森林造成を図るほか、林業技術の普及向上を推進する。
- ④ 特用林産物（しいたけ、山菜等）の生産を振興し、産地銘柄を確立する。
- ⑤ 林道、作業道の開設、改良を進め森林整備の効率化を図る。
- ⑥ 林業後継者を育成し、地域林業の活性化を図る。
- ⑦ 地域の生活環境の整備を図り、林業の活力を高める。
- ⑧ 山村の活性化を図るために緑の交流空間を整備する。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

ア 水源涵養機能維持増進森林

- ・・・ 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

- ・・・ 下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

- ・・・ 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

- ・・・ 身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林

オ 木材等生産機能維持増進森林

- ・・・ 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能維持増進森林

- ・・・ 洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

自然条件や住民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。

放射性物質の影響防止に関する技術開発や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策を推進し、必要に応じ森林の保育・間伐等による対策を推進する。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

- ・・・ 災害に強い村土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。

自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。

放射性物質の影響防止に関する技術開発や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策を推進し、必要に応じ森林の保育・間伐等による対策を推進する。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

- ・・・ 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、重要な役割を果たしている保安林の保全を推進する。

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

- ・・・ 村民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や村民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

利用者等への影響を踏まえ、放射性物質の影響防止に関する技術開発や知見の集積に努めるとともに、必要に応じ森林の保育・間伐等の対策を推進する。

潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

歴史や文化的由来のある森林や樹木の保全に努める。

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。また、野生生物の生息・生育環境にも配慮した適切な保全を推進する。

オ 木材等生産機能維持増進森林

- ・・・ 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

また、放射性物質の汚染状況に応じた技術開発や知見の集積を図り、放射性物質に関する林産物の安全性の確認に努めるとともに、土砂流出抑制対策を図る。さらに、安全で効率的な作業のため路網の整備や高性能林業機械の導入などを推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業体等による「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとする。

なお、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。その際、施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとする。また、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、所有境界の明確化や森林GISの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

単位 林齢：年

地 域	樹 種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
村内全域	45	50	45	45	55	15	65	20

(注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的な機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の維持的利用と森林の質的充実を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件および社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

- ・皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくとも概ね20ha毎に保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
- ・択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。
択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～カに留意する。

ア 1箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して1箇所当たりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

ウ 森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分な考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散されるもの

とする。また、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝状類を整理するものとする。特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置する。

カ 上記イ～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建設・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進するものとする。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因にならないよう適切な処理を行うものとする。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

伐採作業を行うにあたり、空間放射線量率を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

樹 種 名		備 考
針葉樹	スギ、カラマツ、アカマツ等	
広葉樹	キリ、イヌエンジュ、クヌギ、ナラ類、クリ類	

(注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、村林務担当課又は林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考

スギ	中仕立て	2, 500	本表は、中仕立ての標準的な植栽本数である。樹種・植栽本数の決定に際しては、造林地の自然的条件、過去の施業体系、施業技術の動向等を勘案の上、定めるものとする。
アカマツ	中仕立て	5, 000	
カラマツ	中仕立て	2, 500	
キリ	中仕立て	500	
その他広葉樹	中仕立て	6, 000	

(注1) 複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材績による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

(注2) 上記の標準的な植栽本数によらない場合は、村林務担当課又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

(注3) 成長に係る特性が特に優れているとされる特定苗木を用いた場合で、コンテナ苗を用いた一貫作業システム等の植栽方法で、地形や地質など自然的条件が良好であり、従来よりも早期に成林が見込まれる場合は、低コスト造林として、標記の植栽本数より少ない植栽本数での実施も可能とする。

イ その他人工造林の方法

区 域	標準的な方法
地拵えの方法	<ul style="list-style-type: none"> ○植付け予定地の雑草木、ササ類等、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積等を実施する。 ○植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。 ○傾斜角30度以上の傾斜地又は積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。
植付けの方法	<ul style="list-style-type: none"> ○植付け地点を中心に周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他地被物を取除き、30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。 ○凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。 ○多雪地帯の急傾斜面に植付ける場合は、直角植又は斜め植え、あるいは巢植えなどの植付地に適した方法によるものとする。
植栽の時期	<ul style="list-style-type: none"> ○春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け、梅雨入りの前までに、ヒノキは春の早い時期までに、アカマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。 ○秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を含む人工造林地で、皆伐による伐採については、伐採後、当該伐採が完了した日を含む年度

の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。ただし、択伐による伐採については、伐採後、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種

樹 種 名		備 考
針葉樹	アカマツ、モミ等	その他、将来その林分において高木となり得る樹種
広葉樹	クヌギ、ナラ類、ブナ等	
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、ミズナラ、コナラ等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に10分の3を乗じた本数（立木度3）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）を更新するものとする。

天然更新の対象樹種における5年生時の期待成立本数は下記のとおり。

天然更新の対象樹種の期待成立本数 10,000本

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	○ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	○ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植込み	○天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	○ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1~3本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目頃、2回行う場合は伐採後1~2年目頃と5~6年目頃に行うものとする。

<立木度>

幼齡林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の

林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$$

ウ その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

また、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成24年8月16日付け24森第905号）によるものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ更新が困難な森林とは、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）において示されている設定例を基本とし、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備考
人工造林地	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、2の(2)のウに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合
1の(1)による。

イ 天然更新の場合
2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数は1 ha当たり概ね10,000本とする。

また、更新すべき本数は1 ha当たり概ね3,000本以上とする。

5 その他必要な事項

都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、花粉発生抑制対策として無花粉スギや花粉の少ないスギ苗木の使用を推進するものとする。

放射性物質の拡散防止のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとします。きのこ原木林再生のため、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、ぼう芽更新による広葉樹林の再生を推進します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ	中仕立て	2,500	13	17	23	30	40	<p>選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。</p> <p>間伐率は、地域の実情及び林分収獲予想表を考慮して決定すること。なお、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し間伐を行うこと。</p> <p>間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。</p> <p>平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の森林は概ね10年、標準伐期齢以上の森林は概ね15年とする。</p> <p>列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。</p> <p>長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、間伐間隔は概ね10年を目安に行うこと。</p> <p>施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めること。</p>	
アカマツ	中仕立て	5,000	17	21	26	32	39		
カラマツ	中仕立て	2,500	12	16	22	27	35		

「間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内で行う」

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																				標準的な方法	備考
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年		
下刈り	スギ	○	◎	○	○	○	○	○	○	○												表下 ①	
	アカマツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
	カラマツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
つる切り	スギ											○				○						表下 ②	
	アカマツ												○										
	カラマツ										○												
除伐	スギ												○			○						表下 ③	
	アカマツ													○									
	カラマツ											○											
枝打ち	スギ													○			○				○	表下 ④	
	アカマツ																						
	カラマツ											○											
雪起こし	スギ						○	○	○	○	○	○	○	○	○							-	

①雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて、作業の省力化・効率化に留意しつつ適切な時期及び作業方法により行うものとする。また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

②下刈りの終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行う。

③下刈りの終了後、間伐を行うまでの間に行い、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。

④経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮して行う。

(注1) ◎印は必要に応じて年2回実施するもの。(○は年1回実施)

(注2) 本表は、地位(中)における20年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施年齢、回数は異なるので、地域の実情に応じて適用することとする。

3 その他必要な事項

森林所有者が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとする。

また、花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐にあたっては、雄花着花量の多い林木について優先的に実施することとする。

森づくり公社では、水源涵養機能や土砂流出防止機能を高度に発揮させるべく、上層木の健全な成長を確保しつつ、多様な下層植生の発達を図るべく、以下の基準に基づき、林内照度の管理によって天然力を活用した針広混交林化施業を行い、主伐は、契約に基づき、スギ及びその他の樹種80年、ヒノキ90年とする。

森林整備法人の施業に関する基準は次のとおりとする。

(1) 環境林施業基準

施業種	施業の内容
下刈り	6年生（春植え）～7年生（秋植え）まで実施
雪起し	会津地方のスギ・ヒノキの2～3齢級（6～15年生）林分で、被害率30%以上で実施
除伐	3～4齢級で1回（雑木の繁茂が著しい場所にあっては2回）実施
枝打ち	スギ・ヒノキの3～4齢級を4m以内で1回実施
保育間伐	5～7齢級の林分を対象に間伐率30%で1回実施
つる切	フジ、クズ等ツル類の繁茂が著しい箇所を実施

(注) 以前の施業基準に基づく間伐率20%の造林・育林地にあっては、本施業基準に基づく保育間伐を実施したものとする。

(2) 経済林施業基準

① 対象とする造林・育林地

次に掲げる要件を全て満たす造林・育林地

ア 樹木の生育が極めて良好であること

イ 造林・育林地から市場までの木材搬出路が整備されている（近く整備されることが確実である）こと

② 施業基準

環境林施業基準に加え枝打ち及び間伐については、次により実施する。

施業種	施業の内容
枝打ち	スギ・ヒノキの3～4齢級を4m以内で1回、5～6齢級を8m未満で1回実施
保育間伐	5～7齢級の林分を対象に間伐率20%以上で1回実施
利用間伐	8齢級以上の林分を対象に間伐率20%以上で1回実施（補助事業に該当する場合に限る）

(3) その他必要な事項

上記1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内（前期5年間）において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等を参考資料(5)に示す。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1のとおり。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長や伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進するものとする。

また、この場合の樹種毎（区域毎）の伐期齢の下限を標準伐期齢に10年を加えた林齢とし、下表のとおり定め、その森林施業の方法による森林の区域については、別表2のとおりとする。

森林の伐期齢の下限

単位 林齢：年

区 域	樹				種			
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
別表 2	5 5	6 0	5 5	5 5	6 5	2 5	7 5	3 0

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

別表 1 のとおり。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するものとする。

なお、具体的施業の区分を以下に示すとともに、施業方法別の森林の区域は別表 2 のとおり。

(ア) 長伐期施業を推進すべき森林

適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分において、これら公益的機能の確保が可能な森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定め、樹種毎（区域毎）の伐期齢の下限を標準伐期齢の概ね 2 倍以上とし、下表のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

単位 林齢：年

区 域	樹				種			
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
別表 2	9 0	1 0 0	9 0	9 0	1 1 0	3 0	1 3 0	4 0

(イ) 複層林施業を推進すべき森林

次の①から③に示す森林のうち、これら公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定め、それ以外の森林については「複層林施業を推進すべき森林」として定めるものとする。

①地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力のきわめて弱い土壌からなっている箇所、

土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地からなっている箇所、表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所等の森林等

②都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林層をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

③湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

(ウ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

別表1のとおり。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期、及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

村における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業体等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとする。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・斡旋等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

このほか、間伐等の適切な森林及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や林地台帳、森林GISの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する場合、森林経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度等に留意すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

加えて、経営管理権又は経営管理実施権の設定が見込まれる森林においては、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図るものとする。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

活力ある林業の実現と適切な森林施行の実施に向けて分散している森林の効率的な管理運営を行う。

また、各地区で有している地区共有林の森林施業の共同化作業に関しては、さらに充実できるよう組織運営体に対して支援するとともに高齢化等により共同作業が不可能な地区にあっては、地区ごとに数人の作業請負組織を形成し、森林施業ができるような体制づくりを推進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林資源は、昭和30年代以降に造林された人工林を中心に年々充実しており、その多くが伐期齢を迎えつつある。また、多様化する木材需要や公益的な働きに対する要請の高まりに適切に対応していくため、自然保護に配慮しつつ育成単層林施業に加え、地域の実態をふまえて育成複層林施業等の多様な森林施業を計画的に推進し、村民の要請に応え得るような森林の整備を図る。このため、一定の流域を単位として集団化が可能な地域にあっては農林事務所、村、森林組合、森林所有者等による地域の協議会を開催し、森林施業を共同して行うため森林所有者間の合意形成に努めるとともに、作業路網の維持管理運営等を内容とする施業実施協定の締結の促進を図る。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際に留意すべき事項等について、1及び2との整合を図りつつ、以下を踏まえて実施するものとする。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこと。

ウ 共同施業実施者の一がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこと。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系	30以上	80以上	110以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系	23以上	62以上	85以上
	架線系	23以上	2以上	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系	16以上	44<34>以上	60 <50> 以上
	架線系	16以上	4<0>以上	20 <15> 以上
急峻地 (35° ~)	架線系	5以上		5以上

(注1) 車両系作業システムとは、車両系の林業機械により林内の路網を移動して木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(注2) 架線系作業システムとは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させ木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

(注3) 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)については以下のとおり。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図 番号	備考
大字唐沢 他	4	唐沢線	500	①	
大字遅沢入 他	7	遅沢入線	500	②	
大字松手 他	20	松手線	2,500	③	
大字館上 他	10	館上線	500	④	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等、林道規程(昭和48年4月1日付48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知)を基本として、県が定める「林道指針」及び「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」に則し開設するものとする。

なお、森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散防止の観点から、土工量の少ない線形の選択や、土砂流出防止対策を実施するなど、土砂流出の抑制措置を講じるものとする。

イ 基幹路網の整備計画

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置 (字、林 班等)	路線名	延長(m) 及び箇所数	利用区 域面積 (ha)	前半5 カ年の 計画箇 所	対図 番号	備考
開設 (新設)	自動車道	林道	北塩原村	薬師	2,400	197		①	
〃	〃	〃	〃	二ノ沢	400	62		②	
〃	〃	〃	〃	北塩原 ・磐梯	3,400	888	○	③	
開設 (改築)	〃	〃	〃	鷹ノ巣山	3,130	1,147		④	
開設計					9,330	2,294			
拡張 (改良)	〃	〃	〃	高曽根	300 2	208		⑤	
〃	〃	〃	〃	大窪2	120 3	592		⑥	
拡張 (舗装)	〃	〃	〃	高曽根	3,900	208		⑦	
〃	〃	〃	〃	三ノ森	5,657	312		⑧	
拡張計					9,977 5	1,320			

注1 開設・拡張別に記載し、それぞれ総数を記載する。

2 拡張に当たっては、舗装又は改良の別を種類欄に()を付して併記する。

- 3 都道府県知事が行う指定林道（農林水産大臣の指定を見込むものを含む。）の開設や林業専用道の開設等の場合は、区分欄にその旨を記載する。
- 4 位置欄は、字、林班等を記載する。
- 5 支線及び分線については、同一覧にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名欄に「〇〇支線他」と記載するとともに、備考欄には支線名及び分線名を記載する。
- 6 利用区域の面積欄に、当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載する。
- 7 計画の始期から5年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半5年分の欄に○印を記載する。
- 8 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載する。
- 9 () が付された項目の記載は任意とする。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則し開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理をするよう努める。

また、福島県森林整備加速化・林業再生基金事業（路網整備事業）事務取扱要領（平成27年2月20日付け26森第3529号）、福島県森林整備促進路網整備事業実施要領（平成28年5月9日付け28森第236号）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して善良な管理をするものとする。

4 その他必要な事項

施設の種類の種類	位置	規模	対函番号	備考
該当なし				

注1 施設の種類の欄は、木材の合理的な搬出等を行うために必要とされる施設（山土場、機械保管庫、土捨場等）の名称を記載する。

2 対函番号は一連の番号を記載する。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業の就労の場の拡充と定住化をめざし、林業従事者の就労条件の改善と就労者の技術及び知識の向上に努めるとともに、地域林業の中核にある森林組合と村森林所有者が一体となって経営基盤の拡充強化、事業の拡大、作業班の育成強化に努める。

また、林業事業者は、林業労働者の被ばくを低減するため、従来までの林業労働安全衛生教育に加え、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等に基づく必要な対策を講じるものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	阿賀川流域 （緩傾斜）	・チェーンソー ・林内作業車	・チェーンソー ・小型スキッダ ・簡易プロセッサ
	阿賀川流域 （急傾斜）	・チェーンソー ・林内作業車	・チェーンソー ・小型タワーヤーダ ・簡易プロセッサ
造林 保育等	地拵え、下刈り	・刈払機	・刈払機
	枝打ち	・枝打ちナタ ・ノコギリ	・自動枝打機

注1 作業の種類欄には、必要に応じて伐倒、造材、集材その他の作業種を記載する。

2 現状及び将来欄には、林業機械名を記載する。

また、作業の効率化や作業員の被ばく低減を図るため、キャビン付き高性能林業機械等の使用を推進する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対函番号	位置	規模	対函番号	
製材工場	北山	m ³ 1,450		北山	m ³ 1,450		

菌茸栽培施設	川前	kg 18,000	△ 2	川前	kg 40,000	△ 2	
菌茸栽培施設	金山	kg 5,000	△ 3	金山	kg 7,500	△ 3	
道の駅裏磐梯	長峯	m ² 365.46	△ 4	長峯	m ² 365.46	△ 4	

注1 施設の種類欄には、生産施設については、ほだ場、山菜園等、流通施設については、原木市場、貯木場等、加工施設については、製材工場、木材チップ製造工場、木製品製造工場、山菜加工施設等、販売施設については、展示場、木製品の販売所等の名称を記載する。

2 位置欄には、集落名を記載する。

3 規模欄には、年間生産量等を記載する。

4 対図番号欄には、1から一連の番号を記載する。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

○ニホンジカ

ニホンジカ対策としては、鳥獣害防止森林区域の被害状況を確認しながら、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整をし、必要に応じて、以下の取り組みを組み合わせるものとする。

なお、被害対策は特に人工植林が予定されている森林を中心に推進するものとする。

また、防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努める。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

必要に応じて、現地確認・書類確認を通じ、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するとともに、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

松くい虫やカシノナガキクイムシ等の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等の地域において重要な森林を中心として、予防と駆除を組み合わせた総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとする。

また、その他病虫害被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じるものとする。

保全すべき森林は別表4のとおり。

(2) その他

被害木の早期発見による早期駆除の実施のため、森林組合等と連携した巡回、情報収集を行い被害蔓延防止に努めるものとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業関係施策等との連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進するものとする。

3 林野火災の予防の方法

森林の持つ公益的な機能や森林への関心の高まりに伴い入山者が増加し、林野火災発生危険性の増大していることから、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然の防止に努めていくものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

焼却により駆除を行う場合は、焼却地の消防署及び必要な関係機関等と十分連絡調整を行うとともに、火災の防止、作業の安全確保を図るほか、北塩原村火入れに関する条例に準じて行うものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

病虫害等の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
該当なし	

(2) その他

森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全性を維持していく観点から、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図り、被害森林の更新や樹種転換の促進、病虫害や気象害に強い抵抗性品種の導入等を促進するものとする。

また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努めるものとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法に関する事項

造林、保育、伐採、その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考

該当なし

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
A区域 (北山～大塩)	1～7、11～21 林班	1,367.10
B区域 (下吉～大久保)	8～10、25～38、63～64 林班	1,352.06
C区域 (大塩～桧原)	22～24、39～43、65 林班	789.75
D区域 (長峯～秋元)	52～62 林班	1,918.64

E 区域（桧原～小野川）	44～51 林班	795.02
--------------	----------	--------

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

経営管理実施権設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努める。

2 生活環境の整備に関する事項

村内においては、里山林が多く残されており村民の憩いの場を提供している。このようなことから、適切な整備を図ることとする。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本村は、裏磐梯高原を中心とした自然景観に恵まれ、多くの観光客が訪れていることから、保健文化機能の高度発揮を主眼において、自然とのふれあいを推進する施設等を整備するとともに、極力、自然景観の維持・向上を念頭に置いた森林施業を推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

特になし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 域住民参加による取り組みに関する事項

学校教育の場、住民交流の場として森林を活用すべく体験交流施設の充実、林業体験メニューの開発等に努める。また、森林整備へのボランティア参加を募る等により、住民参加による森林整備を推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

地域の特性を生かし、林業・農業をはじめとする産業の振興を図るとともに、木材など林産物の付加価値を高めた加工品等の開発や伝統・文化を生かした都市との交流事業など、多様で総合的な取り組みを推進していくとともに、村、森林組合、各種林業関係事業団体等と地域住民が連携を図りながら一体的な取り組みを展開していく。

(3) その他

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
全域	意向調査準備	1000ha	

注 必要に応じて、付属資料の市町村森林整備計画概要図に当該区域を図示する。

7 その他必要な事項

(1) 関係機関等との連携について

会津流域林業活性化センター等の関係機関との連携により、多様な森林の整備の推進、林業生産性の向上、地域材の安定供給の確保、林業労働者の確保、林業後継者の育成・確保に努める。

(2) 保安林等の制限林における施業について

保安林及びその他法令により施業の制限を受けている森林においては、当該制限に従った施業を実施することとする。

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		4,988.78
	9 (小班 1~316)	90.58
	10 (小班 1~9)	84.40
	14 (小班 1~4)	47.93
	15 (小班 1~120)	161.25
	16 (小班 1~42)	153.96
	17 (小班 1~35)	40.36
	18 (小班 1~152)	86.51
	19 (小班 1~231)	70.09
	20 (小班 1~106)	32.76
	21 (小班 1~229)	42.73
	22 (小班 1~28)	88.47
	23 (小班 1~7)	78.95
	24 (小班 1~16)	83.83
	25 (小班 1~105)	106.87
	26 (小班 1~35)	47.89
	27 (小班 164~177)	1.58
	31 (小班 1~5)	84.79
	32 (小班 1~41)	133.01
	33 (小班 1~10)	84.12
	34 (小班 1~117)	97.93
	35 (小班 1~83)	52.91
	39 (小班 1~14)	65.95
	40 (小班 1~21)	95.78
	41 (小班 1~27)	56.04
	42 (小班 1~242)	151.05
	43 (小班 1~5)	38.16
	44 (小班 1~271)	82.01
	47 (小班 1~72)	73.03
	48 (小班 1~49)	81.22
	49 (小班 1~86)	193.78
	50 (小班 1~93)	68.05
	51 (小班 1~14)	148.78
52 (小班 1~62)	106.02	
53 (小班 1~49)	132.45	
54 (小班 1~81)	131.58	
55 (小班 1~235)	255.90	
56 (小班 1~3)	31.14	
57 (小班 1~11)	187.69	
58 (小班 1~4)	238.04	
59 (小班 1~3)	182.87	
60 (小班 1~4)	130.35	
61 (小班 1~9)	144.55	

	62 (小班 1~9)	378.05
	63 (小班 1~3)	100.85
	64 (小班 1~138)	113.00
	65 (小班 1~21)	131.52
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1,465.99
	3 (小班 130~203)	5.50
	4 (小班 3~77)	4.72
	7 (小班 44)	0.07
	8 (小班 46)	0.19
	10 (小班 1~9)	84.40
	11 (小班 2~345)	2.83
	12 (小班 211~228)	7.51
	15 (小班 1~120)	161.25
	16 (小班 1~42)	153.96
	18 (小班 3~152)	9.35
	19 (小班 1~231)	70.09
	20 (小班 1~106)	32.76
	21 (小班 1~229)	42.73
	24 (小班 1~16)	83.83
	27 (小班 1~209)	3.07
	31 (小班 1~5)	84.79
	32 (小班 1~41)	133.01
	33 (小班 1~10)	84.12
	34 (小班 1~117)	97.93
	35 (小班 1~83)	52.91
38 (小班 32~49)	0.48	
51 (小班 1~14)	148.78	
57 (小班 3~6)	100.86	
63 (小班 1~3)	100.85	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		2.42
	11 (小班 67~345)	2.42
保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		4,156.82
	4 (小班 3~6)	3.12
	10 (小班 1~9)	84.40
	24 (小班 1~16)	83.83
	25 (小班 1~105)	106.87
	31 (小班 1~5)	84.79
	32 (小班 1~41)	133.01
	33 (小班 1~10)	84.12
	34 (小班 1~117)	97.93
	35 (小班 1~83)	52.91
	39 (小班 1~14)	65.95
	40 (小班 1~21)	95.78

	41 (小班 1~27)	56.04
	42 (小班 1~242)	151.05
	43 (小班 1~5)	38.16
	44 (小班 2~271)	82.01
	45 (小班 1~162)	66.37
	46 (小班 1~89)	81.78
	47 (小班 1~72)	73.03
	48 (小班 1~49)	81.22
	49 (小班 1~86)	193.78
	50 (小班 4~93)	27.88
	51 (小班 1~14)	148.78
	52 (小班 3~62)	106.02
	53 (小班 1~49)	132.45
	54 (小班 1~81)	131.58
	55 (小班 1~235)	255.90
	56 (小班 1~3)	31.14
	57 (小班 1~11)	187.69
	58 (小班 1~4)	238.04
	59 (小班 1~3)	182.87
	60 (小班 1~4)	130.35
	61 (小班 1~9)	144.55
	62 (小班 1~9)	378.05
	63 (小班 1~3)	100.85
	64 (小班 1~138)	113.00
	65 (小班 1~21)	131.52
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1,197.16
	3 (小班 1~277)	49.57
	4 (小班 1~540)	78.27
	6 (小班 1~195)	70.01
	7 (小班 1~102)	14.11
	8 (小班 1~288)	36.65
	9 (小班 1~316)	90.58
	11 (小班 1~350)	120.29
	12 (小班 1~522)	118.11
	13 (小班 1~58)	58.21
	18 (小班 3~152)	86.51
	19 (小班 1~231)	70.09
	20 (小班 1~106)	32.76
	21 (小班 1~229)	42.73
	22 (小班 1~27)	88.47
	29 (小班 1~222)	68.46
	30 (小班 1~92)	50.62
	36 (小班 1~336)	60.83

	37 (小班 1~95)	39.41
	38 (小班 1~109)	21.48
木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林		

※森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもって代えることができる。

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		—	—
長伐期施業を推進すべき森林		13 (3, 5, 8, 10, 12, 23, 24, 34, 35, 36, 43)	59.64
		15 (10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 18, 19, 21, 34, 40, 43, 44, 48, 49, 50, 55, 57, 60, 63, 64, 65, 66, 68, 69, 70, 75, 76, 77, 78, 89)	
		16 (5)	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	—	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—	—

【別表 3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	44	19.03

※ 林野庁からの「森林生態系多様性基礎調査」に基づく。

注 対象鳥獣の種類が一の場合には、森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画の概要図に図示することをもって代えることができる。

【別表 4】 保全すべき森林の区域

(松くい虫被害対策地区実施計画で指定した松を主体として保全する森林)

地区	森林の区域・区分		備考
	高度公益機能森林	地区保全森林	
下吉・北山地区	—	1 (33, 41, 81, 83, 89, 93~95, 100, 106, 111, 126, 163, 169, 173, 176, 178, 182, 188, 191, 198, 206, 220, 223, 232, 237, 243, 272, 280, 284, 291, 340 小班に限る)	

		2(3, 136, 141, 148, 162, 166, 184, 202, 219, 221 小班に限る) 3(18, 43, 47, 49 小班に限る) 4(146 小班に限る) 6(7, 19, 73 小班に限る) 面積 27.65ha	
--	--	---	--

< 付属資料 >

市町村森林整備計画概要図を縮尺 2 万 5 千分の 1 の地形図等を元に別紙 1 の作成要領に従い作成する。

さらに、必要な場合は、公益的機能別施業森林等の区域、保健機能森林の区域等について、森林計画図等を元に別途詳細な図面を作成することが望ましい。

必要に応じ、別紙 2 の作成要領に従い参考資料を作成するものとする。

(別紙2)

2 参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年次	総計			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成22年	3,185	1,590	1,595	415	237	178	409	218	191
	平成27年	2,831	1,434	1,397	324	179	145	309	178	131
	令和2年	2,556	1,289	1,266	258	136	122	301	168	133
構成比 (%)	平成22年	100.0	49.9	50.1	13.0	14.9	11.2	12.8	13.7	12.0
	平成27年	100.0	50.7	49.3	11.4	12.5	10.4	10.9	12.4	9.1
	令和2年	100.0	50.4	49.5	10.0	5.3	4.7	11.8	6.6	5.2
	年次	30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成22年	474	243	231	996	541	455	891	351	540
	平成27年	418	224	194	881	457	424	899	396	503
	令和2年	351	189	162	697	368	329	948	428	520
構成比 (%)	平成22年	14.9	15.3	14.5	31.3	34.0	28.5	28.0	22.1	33.8
	平成27年	14.8	15.6	13.9	31.1	31.9	30.3	31.8	27.6	36.0
	令和2年	13.7	7.4	6.3	27.3	14.3	12.9	37.1	16.7	20.3

- (注) 1. 資料は国勢調査とする。
 2. 年次は結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。
 3. 総数の計の()内には隔年時の比率を記入する。

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・ 木製品製造		
実数 (人)	平成17年	1,852	258	13	-	271	407	-	1,174
	平成22年	1,720	217	16	-	233	341	-	1,067
	平成27年	1,624	222	12	1	234	348	-	1,026
構成比 (%)	平成17年	100.0	13.9	0.7	-	14.6	22.0	-	63.4
	平成22年	95.3	12.6	0.9	-	13.5	19.8	-	62.0
	平成27年	100.0	13.6	0.7	-	14.4	21.4	-	63.2

- (注) 1. 資料は国勢調査とする。
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(2) 土地利用

	年次	総土地 面積	耕 地 面 積						
			計	田	畑	樹 園 地			
						果 樹	茶園	桑園	
実 数 (ha)	平成22年	23,394	341	242	97		2		
	平成27年	23,408	303	223	78		2		
	令和2年	23,408	269	206	62		1		
構成比 (%)		100.0	1.1	0.9	0.3		0.0		
	年次	草地面積	林野面積			その他面積			
			計	森林	原野				
実 数 (ha)	平成22年	-	19,865	19,865	-	3,188			
	平成27年	-	19,453	19,453	-	3,652			
	令和2年	-	19,484	19,484	-	3,655			
構成比 (%)		-	83.2	83.2	-	15.6			

農林業センサス

- (注) 1. 欄外に資料の出所を記載する。
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。
 3. 「林野面積」について調査が行われなかった年次については空欄とする。
 4. 「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入する。ただし、「山林のうち牧草地、放牧地」は除く。
 5. 構成比は、空欄のない最近年次について算出する。

(3) 森林転用面積

年 次	総 数	工事・事 業場用地	住宅・別 荘用地	ゴルフ場・ レジャー用	農用地	公共用地	その他
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
昭和55年	24	-	-	-	-	24	-
平成 2年	42	-	4	23	-	15	-
平成12年	228	-	16	159	-	53	-

農林業センサス

- (注) 1. 欄外に資料の出所を記載する。
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態	総面積 面積(A)	比率	計(A)	人工林(B)	天然林	人工 林率 (B/A)
	ha	%	ha	ha	ha	%
総数	19,804		18,496	4,978	13,518	27
国有林	13,465		12,997	3,866	9,131	30
計	798		794	32	762	4
都道府県有林	765		761	13	748	2
市町村有林	33		33	19	14	58
財産区有林	-		-	-	-	-
私有林	5,541		5,499	1,112	4,387	19

(注) 1. 国有林については森林管理局の資料により、民有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計し記入する。

2. 官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に()書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校林は市町村有林とする。

3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

② 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	私有林合 計	在(市町村) 者	不在(市町村)者面積		
				計	県内	県外
実数 (ha)	昭和55年	6,475	3,114	3,361	206	3,155
	平成2年	6,308	3,835	2,473	1,708	765
	平成12年	5,354	4,276	1,078	199	879
構成比 (%)	昭和55年	100.0	48.1	(100.0)	3.2	48.7
	平成2年	100.0	60.8	(100.0)	27.2	12.1
	平成12年	100.0	79.9	(100.0)	3.7	16.4

2020年農林業センサス

(注) 1. 欄外に資料の出所を記載する。

2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

3. 構成比()は、不在(市町村)者面積の県内、県外比率とする。

③ 民有林の齢級別面積

区分	総数	齢級別										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民有林計	6,293	5	14	50	6	62	55	63	292	117	111	5,517
人工林計	1,139				0	4	2	20	94	41	48	931
主要樹種別 面積												
天然林	5,149	5	14	50	5	59	54	44	198	75	63	4,443
(備考)												

(注) 1. 地域森林計画の資料（森林資源構成表）を参考として、記入する。

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
1 ～ 3 ha	57	10～20ha	5	50～100ha	2
3 ～ 5 ha	32	20～30ha	6	100～500ha	
5 ～ 10ha	22	30～50ha	1	500ha 以上	
				総 数	125

2020年農業センサス

⑤ 作業路網の現況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
基幹路網	7	35.9	
うち林業専用道			

(注) 基幹路網は、既設の林道及び林業専用道について計上するとともに、そのうち林業専用道の内訳についても記載する。なお、平成23年度以前に作設された造林作業道等のうち、車両の通行を想定し、継続的な利用が可能なものに限る、林業専用道として計上することができる。

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道			

(注) 細部路網は、森林作業道について計上する。なお、平成23年度以前に作設された造林作業道等のうち、林業機械の通行を想定し、継続的な利用が可能なものに限る、森林作業道として計上する。

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在

なし

(注) 1. 過去の施業履歴等を勘案し、記載するものとする。
2. 森林の所在は林小班等により表示する。

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額 (A)		11,466
内 訳	第1次産業	375
	うち林業 (B)	40
	第2次産業	1,737
	うち木材・木製品製造業 (C)	-
第3次産業		9,312
B + C / A		0.3%

(注) 都道府県別産業別総生産額は、内閣府「県民経済計算年報」に掲載されている。これに準ずる方法により算定される市町村別の数量を記載する。

平成30年度福島県市町村民経済計算年報

② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(令和2年現在)

	事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	5	88	38,013
うち木材・木製品製造業(B)	1	6	-
B/A	20.0%	6.8%	-%

福島県統計課編『2020年工業統計調査結果報告書』から抜粋

- (注) 1. 最近年の工業統計表の「市町村編」による。
 2. 製造業には、林業が含まれない。
 3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

(7) 林業関係の就業状況

(令和3年12月現在)

区分	組合・事業者数	就業者数		備考
			うち作業員数	
森林組合	1	7	7	(名称: 会津北部森林組合)
生産森林組合	0			(名称:)
素材生産業	0			
製材業	1	8	8	
森林管理署	1	1		
...				
合計	3	16	15	

(8) 林業機械等設置状況

区分	総数	公有	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機							
モノケーブル							ジグザグ集材施設
リモコンウインチ							無線操縦による寄与機
自走式搬器							リモコン操作による巻き上げ搬器
集材車							林内作業車
ホイールトラクタ							主として索引式集材用
動力枝打機							自動木登式
トラック							主として運材用のトラック
グラップルクレーン							グラップル式のクレーン
計							
(高性能機械)							

フェラーバンチャー							
スキッダ							伐倒、木揃用の自走式
プロセッサ、 グラップルソー							枝払、玉切、集積用自 走機
ハーベスター							伐倒、枝払、玉切、集 積用自走機
フォワーダ							積載式集材車両
タワーヤーダー							タワー付き集材機

- (注) 1. 林業機械等の種類は適宜追加する。
2. 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

(9) 林産物の生産状況

種類	素 材	チップ	苗 木	ナメコ	しいたけ
生産量	-m ³	-m ³	-千本	0.3t	4t
生産額(百万円)	-	-	-	-	-

- (注) 1. 最近1年間の生産について記入する。
2. その他の品目があれば、欄を設けて記入する。

(10) 森林経営管理制度による経営管理制度の設定状況について

番号	所在	現況 (面積、樹種、材積等)	経営管理実施 権設定の有無
-	-	-	

- (注) 計画作成(変更)時点の状況について記入する。

(11) その他必要なもの
特になし